

湖西市農業委員会議事録（5月）

招 集 年 月 日	令和 6 年 5 月 15 日 (水)									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		5 月 15 日(水) 午後 2 時 00 分				議長		内山 吉朗	
	閉 会		5 月 15 日(水) 午後 2 時 50 分				議長		内山 吉朗	
出席並びに 欠 席 委 員 出席 13 名 (欠席 1 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	▲				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会 議 録 署 名 委 員	1 番		菅沼 純一			12 番		柴田 克芳		
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	局 長 副主任		工藤 崇裕 朝倉 麻貴			次 長		吉田 善行		
会 議 に 付 し た 事 件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 22 号 非農地証明願について 議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 14 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 15 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 5 その他 6 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り .									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 6 年 5 月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 10 番の山本晴夫委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 13 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。私どもの任期の最後の定例会ということになっております。速やかに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 5 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 1 番の菅沼純一委員、12 番の柴田克芳委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 20 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 6 件です。

申請番号 22 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 22 番及び図面の No. 1 です。申請地は[]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]にお住まいの[]国籍の永住者で、新規就農者です。現在、美容業の事業所として活用している場所の隣地の農地を耕作し、販売促進につなげたいとのことで、申請に至りました。権利取得後についてはレモン、ピーマン、ネギ、びわ、柿を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、世帯 2 人で年間従事日数が 150 日以上予定されていること、農家の技術や経営方法を習得するため、35 年以上露地野菜等の栽培経験のある[]にお住まいの[]さんにアドバイスを受けながら栽培すること、他地目に囲まれており周囲に与える影響が少ないこと等、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

ここは 5 月の 3 日、8 日、9 日と訪問した場所として、この地図で見ていただくように、現地を確認するのに、地図上でいう[]さんの敷地を通してでないと現場にたどり着けなくて、当初行ったときに入口のところがスライド式のフェンスがあったりして、確認できなかったもので、このときは藤下推進委員と近所の方にお話を聞くにとどまったんですけど、その方が言うには、既にこの[]さんは外国人の方に建物と土地一体を売ってもういないよと、その外国人の方もリサイクル業的なことで荷物を運んだりしてて、普段はここには住んでいませんということでそれで終わりました。それで事務局に確認したところ、申請代理人を通じて、敷地に入って確認していいよとの連絡をとってもらったので、2 度目 3 度目の訪問でフェンスを開けて中に入りまして、何でこういう風に外国人の方がもっている中の一部にぼつんと残ったかという、[]さんが売却されるわけですけども、この方がその[]さんの妹さんというお話で、そこだけ当初の契約で残っていたということで、今回いろいろな理由で売却になったという感じなんですけど、現場それで見ましたら、今後栽培する予定のビワとか柿が、既に先代の方が畑の一角に 1 本 2 本と植えてあるのが残っていました。畑の方は、草は生えているんですけど

も、そのところに管理機が据えてあって、いつでもその草がかき回せて、その後作付けはできるような意志がみられたというようなそういう現場でした。先ほど事務局の補足にありましたけども、日本人の方で農業経験の長い方が指導もしてくれる方がいるということで、今後は作物の栽培はしてくれるんだろうなと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 23 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 23 番、及び図面 No.2 です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、6580 m²の農地を世帯 4 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはいちごを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。内山委員、補足説明をお願いします。

内山委員

今月の 9 日に佐原推進委員と 2 人で現地を見てまいりました。申請者の父親と話をして、いろいろ伺ったんですけども、この場所は、ご覧のとおり川の間に挟まれた土地なんですけども、過去に[REDACTED]事業を実施した、この川の西の地区と同じ[REDACTED]地区の一部ということで、[REDACTED]分区となっています。この部分につきましては主に水田として調整された土地が多いんですが、申請地につきましては畑ということで、前の所有者といたしますか、今回の所有者 3 名になっていますけども、この 3 名というのは姉妹らしいですけども、その前というか、同じ兄弟の方が亡くなっておりまして、その方が実際現地でいちご栽培をしておったようです。亡くなられてですね、今回の申請者の父親が現在の所有者であるこの 3 名からですね、8、9 年前から借り受けて、ハウスも当時から建っておったようなんですけども、そこでイチゴ栽培をしていたと、今回後からも出てきますけども、今まで借地でやっておったんですが、取得というかたちに地主さんとの間で話がまとまったようでございまして、申請に及んだという風に聞いております。結構面積もまとまって大きいんですけども、半分ほどに施設がございまして、こちらは特にずっとやってきて

いるんで問題ないと思ったんですけども、南側につきまして、現在は若干草が生えているということで、今後の耕作予定等伺ってきたんですけども、資材費等の関係で施設等をすぐに増やす予定はないということで、当面の間は草の管理ということでやっていくと伺っております。まあ、仕方ないかなというような感じで、ご本人ですね、説明にもありましたけど、家族4名で立派に近くでいちごを水耕栽培でやっておりますので、特に問題はないと思いました。以上でございます。

事務局

続きまして申請番号24番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号24番、及び図面のNo.3です。区分地上権者は、[REDACTED]に本社を置き太陽光発電事業を生業とする法人で、今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]のところに位置する農地です。審査をしたところ、農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

続きまして申請番号25番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号25番、及び図面のNo.4です。区分地上権者は、24番と同じ者で、同じく営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]のところに位置する農地です。審査をしたところ、農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

続きまして申請番号26番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号26番、及び図面のNo.5です。区分地上権者は、[REDACTED]で太陽光発電事業を生業とする者で、今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]

のところに位置する農地です。審査をしたところ、農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

続きまして申請番号27番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号27番、及び図面のNo.6です。区分地上権者は、に住む者で、今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、のところに位置する農地です。審査をしたところ、農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第20号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

説明の前に議案書の修正があります。資料5ページをご覧ください。申請番号18番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は5件です。

申請番号19番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号19番、図面は戻りましてNo.3および別添資料1です。賃借人は、3条の番号24番

の区分地上権者と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270 w、1.64 m² の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 2082 m² のうち支柱部分 2.86 m² の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 97 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 150 c m 以上、幅約 100 c m 以上となっております。過去の植え替えにより大きさにバラつきはありますが、2023 年以降、全体的に良く成長中である旨、知見者から意見をいただいております。今後も除草、消毒、剪定を定期的に行い、収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。鈴木委員補足説明をお願いします。

鈴木委員 5 月 3 日に佐原推進委員と現地確認に行ってきました。本来この黄色い土地の全体が太陽光になる予定だったと思いますが、台風の被害にあいまして、半分が撤去されたままそのまま営農型太陽光として残っています。排水、通風ともに問題なく、特に問題は認められませんでした。以上です。

事 務 局 続きまして申請番号 20 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 20 番、図面は No. 4 及び別添資料 2 です。賃借人は、3 条の番号 25 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270 w、1.64 m² の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 2,341 m² のうち支柱部分 2.86 m² の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農

地における営農状況は榊が 98 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 150 c m、幅 100 c mとなっており、2020 年以降、順調に成長し、2023 年 6 月に 10 本、7 月に 15 本追加したとのことです。今後消毒、肥料を散布し、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者から問題ない旨意見をいただいたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。菅沼委員補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日、伊藤推進委員と現地を見ました。毎日自分も伊藤推進委員も仕事行くたびに見るような場所です。先日詳細はわかりませんが、配線を盗まれたということで、業者がいて聞いたら、全部線を持って行かれたというような話だったですけども、それ以上のことは何も聞いていないのでわかりませんが、管理の方も意外と業者さんの車が止まっているときがあるので、頻繁に見に来ているという気がして見ております。今説明あったように、日当たりの非常に良いところで水捌けも良い場所なので木の成長もそんなに悪くないと思うんですけども、やはり榊の成長自体はものすごく良いという感じは見受けられません。農業用水のファームポンドがある周りを囲むような格好で太陽光がやってありまして、他への影響もないので別段問題ないという感じがしていつも見ております。以上です。

事務局

続きまして申請番号 21 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 21 番、図面は No. 5 及び別添資料 3 です。賃借人は、3 条の番号 26 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270 w、1. 64 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49. 5 k wで、申請地 1, 074 m²のうち支柱部分 2. 92 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 83 株作付されており、まだ収穫までには至って

ませんが、榦の樹高は約 150 c m以上、幅 100 c m以上となっており、2022 年の 9 月の雨量が多すぎたため、思ったほどの成長は見られなかったとのことですが、ゆっくりと成長しているそうです。2023 年 3 月に 10 本、6 月に 6 本植え付けを行っており、過去にたくさん植え替えを行った為、大きさはバラバラですが、現在は問題なく発育中である旨、知見者から意見をいただいております。今後も定期的に、除草、消毒、剪定を行い収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員

5 月 8 日に松井推進委員と現地を確認してきました。前回の現地確認の時に、たくさん植え替えをしたということを記憶していて、それからもちよくちよく植え替えをしていたようで、大きさはバラバラでした。この添付資料の榦が一番大きいくらいの榦で、この榦の北側はまあまあどうにか成長が見受けられましたけど、南側が非常に小さくてあまり成長は感じられないと見てきました。行った前日は雨降りでどうかなと思って見たんですけど、結構圃場の中は良い状態で、水捌けも良い状態でした。一面緑なんですけども、とりあえず長い草は刈り取られていて、良いじゃないかと見てきました。以上です。

事務局

続きまして番号 22 番について説明します。資料は議案書の 7 ページ番号 22 番図面は No.8 です。申請者は、[REDACTED]に本社を置き建設業を営む法人で、この度、[REDACTED]工事のための残土処分場を設けるための一時転用申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]のところに位置し、山林で分断された小集団の農地であるため第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ事業計画は、残土処分場のために工事期間と農地への復元期間を合わせて約 1 年 1 か月一時転用する計画であり、転用期間及び転用規模は適当と思われます。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められます。なお、事業完了後は、砂利や碎石を取り除き、良質な土

の埋め戻しにより農地へ復元し、土地所有者がみかんを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから許可相当と考えます。石田委員補足説明をお願いします。

石田委員

5月7日に石田推進委員と現地を確認に行きました。この申請地は、東側と西側が畑になっており、北側と南側は山林に囲まれた一段低くなったような土地です。一時的な残土置場ということで、北側にちょっと雨水を流すような水路も作っており、周辺農地への土の流出などがないと考えられますので問題ないと考えられます。以上です。

事務局

続きまして、申請番号23番について説明します。資料は議案書の7ページ、番号23番及び図面は戻りましてNo.6及び別添資料4です。賃借人は、3条の番号27番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条の27番で説明しましたとおり [REDACTED] のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用に該当する転用事業であること、事業計画は1枚あたり300w、1.66㎡の太陽光パネルを198枚設置して発電し、発電出力は49.5kwで、申請地696㎡のうち支柱部分0.249㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農計画は柿を94株作付する予定となっておりまだ収穫までには至っていませんが、柿の樹高は約150cm以上、幅80cm以上となっており、順調に発育中である旨、知見者から意見をいただいております。今後も除草、消毒、剪定を定期的に行い、収穫できるよう営農していく計画であることから、更新について許可相当と考えます。山本委員、補足説明をお願いします。

山本委員

菅本推進委員と確認に行ってきました。更新ということで、何ら問題の発生がありません。写真を見てもらえればわかると思いますが、非常に管理が行き届いている状況で、出す気になればいつでも出せるような状況なのかな

という思いをして見ました。何ら更新には問題ないという判断をしました。
以上です。

事 務 局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

柴田委員 すみません。榊というのは一般的に大体どのくらいで採れるようになるんですかね。今回、任期終了になるものですから、今までやったところをずっと周ってきたんですが、榊のところだけがもう本当に10日前に植えたと思われるくらいにひどい場所になっているんでね、いろいろと手を付けてくれているとは思うんだけど、我々はどういう判断でこの成長度合いを見て、これを見るとこっちの方が遥かに条件的に良いような気がするもので、この条件ならばあと5年くらいでモノになるかなとは思うんだけども。

内山委員 計画では大体何年くらいに収穫になっていますかね。

事 務 局 事業者からの営農計画ですと、若干差はありますが、大体5年から8年くらいを目安に収穫開始予定で計画されております。ですので、2回目の更新までは基本的に未収穫がほとんどで、3回目の更新については収穫があるということで報告が出てくる計画ではあります。

柴田委員 分かりました。場所によっては3回目の更新でも無理かもしれない。

議 長 他に何かありますか。

菅沼委員 自分の地区でこの間線盗まれたけど何か聞いてますか。

事 務 局 全国的な話題となっていますが、市内では耳には入ってきていません。

菅沼委員

事件があるみたいなんで、地元でこんなことがあるなんて、知らなかった
ので、どうしようもないですけど。僕らが日ごろ見ている、業者らしき車
が何台も止まっても不審に思わないので、メンテナンスに来ていると思
えばそう見える、まあ夜やったのか昼やったのか分からないですけど、非常
に危ないかなという気はします。

議 長

他にはどうですかね。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願い
いたします。全員の賛成によりまして、議案第 21 号につきまして、原案ど
おり承認することとします。

続きまして「議案第 22 号非農地証明願について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局

非農地証明願につきまして、申請件数は 2 件です。申請番号 8 番について説明
します。議案書の 9 ページ、番号 8 番、図面の No. 1、別添資料 5 をご覧く
ださい。申請者は、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんです。申請
地は[REDACTED]にある農地で、現状は山林で非農地となっ
た経緯は、平成 23 年に相続しましたがその時既に耕作されておらず、私も
[REDACTED]に在住しており手間もなくそのまま不耕作の状態で、現在に至
りました、とのこと。つきましては、非農地証明の基準である、「その
土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整
備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるも
のと考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

ここも 3 条申請の現地を見に行った時に併せて見ましたけれど、ここも 3
条申請と地続きのところですので併せて見ましたけれど、果たしてこれはど
のくらいの畑で耕作されていたのかも分からないくらいの斜面で、しかも竹
林ということで、全く非農地であるということで、問題ないと思います。以
上です。

事務局

続きまして、申請番号9番について説明します。議案書の9ページ、番号8番、図面のNo.9、別添資料6をご覧ください。申請者は、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんです。[REDACTED]にある農地で、現状は宅地で、昭和51年4月日不詳に物置を必要としたためを建築し現在にいたるとのことです。つきましては、非農地証明の基準である「建築物等の敷地として相当のものでありかつ、転用後10年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。石田学委員、補足説明をお願いします。

石田委員

5月7日に現地を確認してきました。申請地は道路と宅地に囲まれたところで、僕の覚えているところでも、もう30年以上は畑にしてあったという記憶はないところです。写真にもあるように物置が建てられていて、面積も19㎡と狭く、農地への影響もないかと思いますので、問題ないと思います。以上です。

事務局

以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

内山委員

ないようですので、私の方から質問させていただきます。物置ということなんですけども、農業用倉庫ではないということですか。

石田委員

違います。僕の見た感じ、古いような洗面、そういうようなところだったんですけども。

内山委員

気分の話しちゃって申し訳ないけど、一般的にこういう場合、申請の書き方があって思うんですけど、農地法を理解していなかったとか、そういう表現が妥当じゃないかと思うけど、必要だったから設置したとかこういうのはいいんですか。申請理由がお粗末ではないかと思うんですけども。別に反対で

はないです。意見です。

議長 他に何か意見はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 22 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 23 号農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明の前に議案書の修正があります。資料 11 ページをご覧ください。利用権設定関係の番号 90 番から 96 番について、申請者より取り下げがあったので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。

それでは、議案書 12、13 ページをご覧ください。公告予定が 5 月 20 日の利用集積計画について説明いたします。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 12 筆あります。県の農業振興公社が 20156 m² の農地を 11 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[] に本社を置く []、[] にお住いの [] さん、[] にお住いの [] さんに分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 23 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 15 ページをご覧ください。報告事項第 14 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のと

おりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 17 ページから 19 ページをご覧ください。報告事項第 15 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 6 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 20 ページをご覧ください。報告事項第 16 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

　　特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

　　以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

　　それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局 　　次回の定例会は、6 月 14 日（金）午後 2 時からで、会場は防災センター2 階となります。

（その他連絡事項）

議 長 　　他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 5 月定例会を閉会いたします。

　　ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 50 分
